平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第86号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	,
改正後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 部局等、 <u>局</u> 、課等の設置(第5条・第	第1節 部局等、 <u>局等</u> 、課等の設置(第5条・
6条)	第6条)
第2節及び第3節 略	第2節及び第3節 略
第3章 略	第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節~第5節 略	第1節~第5節 略
第6節 福祉保健部の所管に属する機関	第6節 福祉保健部の所管に属する機関
第1款~第5款 略	第1款~第5款 略
第6款 <u>障害者支援施設</u> (第59条・第60条)	第6款 <u>知的障害者更生施設</u> (第59条・第60
	条)
第7款~第19款 略	第7款~第19款 略
第7節~第14節 略	第7節~第14節 略
第5章 略	第5章 略
附則	附則
(機関の分類)	(機関の分類)
第2条略	第2条略

│2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以│2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以│ 下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき 設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部 組織(以下「部局等」という。)並びに部局等の下 に設けられる局(局に相当するものを含む。以下同 じ。)及び課(課に相当するものを含む。以下同 じ。)をいう。

3 及び 4 略

第1節 部局等、局、課等の設置

下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき 設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部 組織(以下「部局等」という。)並びに部局等の下 に設けられる局等及び課(課に相当するものを含 む。以下同じ。)をいう。

3 及び 4 略

第1節 部局等、<u>局等</u>、課等の設置

(部局等及び局の名称等)

第5条 略

る部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄|第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄 に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表 の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	<u>局</u> 及び課	内部組織
略		

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと 第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)~(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談 所、障害者支援施設及び障害者体育センターに関 すること。

子ども発達支援室~健康政策課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2~4 略

- 5 <u>局</u>及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、 それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。
- 6 部局等、局及び課の長の職務を補佐し、その者に 6 部局等、局等及び課の長の職務を補佐し、その者 事故がある場合は、その職務を代行させるため、必 要があると認めるときは、部局等に次長(次長に相 当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補佐 (課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。)を 置くことができる。

7~11 略

第6款 障害者支援施設

(名称及び位置)

る条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福 祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設 置された障害者支援施設の名称及び位置は、次のと おりである。

(部局等及び局等の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げ 2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げ る部の下に、同表の右欄に掲げる局等を置く。

(<u>局等</u>及び課並びに内部組織の設置)

に掲げる<u>局等</u>及び課を置き、課に内部組織として同 表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	<u>局等</u> 及び課	内部組織
略		

(福祉保健部各課の所掌事務)

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)~(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談 所、知的障害者更生施設及び障害者体育センター に関すること。

子ども発達支援室~健康政策課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2~4 略

- 5 局等及び課に、それぞれその長を置き、当該長 は、それぞれ当該局等及び課の事務をつかさどる。
- に事故がある場合は、その職務を代行させるため、 必要があると認めるときは、部局等に次長(次長に 相当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補 佐(課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。) を置くことができる。

7~11 略

第6款 知的障害者更生施設

(名称及び位置)

第59条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す | 第59条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す る条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福 祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設 置された知的障害者更生施設の名称及び位置は、次 のとおりである。

略

(所掌事務)

第60条 障害者支援施設は、障害者につき、当該施設 第60条 知的障害者更生施設は、18歳以上の知的障害 において必要な日常生活上の支援を行うとともに、 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練又 は支援並びに就労に必要な知識及び能力の向上のた めに必要な訓練を行う事務を所掌する。

略

(所掌事務)

者を入所させて、これを保護するとともに、その更 生に必要な指導訓練を行う事務を所掌する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「局等」を「局」に改める部分に 限る。)、第2条第2項、第2章第1節の節名、第5条の見出し及び同条第2項、第6条(見出しを含む。) 並びに第16条第5項及び第6項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(公の意思の形成への参画に携わる職)

掲げる職とする。

(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第 5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条 例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取 県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以 下「組織規則」という。)第16条の規定により置 かれる<u>局</u>及び課の長、次長、理事監並びに参事監

(公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に|第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に 掲げる職とする。

> (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第 5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条 例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取 県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以 下「組織規則」という。)第16条の規定により置 かれる<u>局等</u>及び課の長、次長、理事監並びに参事

(2)~(5) 略

(2)~(5) 略